

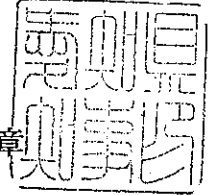


決定期間延長通知書

3文芸第1731号
令和3年11月2日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀章



令和3年10月20日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	あいちトリエンナーレ地域展開事業実行委員会の平成30年度の規約
愛知県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	令和3年10月20日から 令和3年11月 3日まで
延長後の決定期間	令和3年10月20日から 令和3年12月 3日まで
延長の理由	開示請求に係る行政文書の量が多く、かつ、多数の開示請求が集中したため、短期間に行政文書を探索し、決定することが困難であるため
担当課等	県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111